

# 還付申告と確定申告のお知らせ

申告	還付申告	確定申告	確定申告
対象	年金所得のみの方で公的年金等から所得税が源泉徴収されている方や、給与所得のみの方で医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方、もしくは年の途中で退職し年末調整を受けられなかった方。	所得税・消費税等の確定申告をされる方。 ただし、譲渡（不動産、株式）の確定申告、贈与税の申告は扶桑町会場では受付しません。	所得税・消費税等の確定申告全般をされる方。 譲渡（不動産、株式）の確定申告、贈与税の申告は小牧会場で受付します。
日程	2月12日（火）～2月29日（金） （土・日を除く）	2月18日（月）～2月29日（金） （土・日を除く）	2月12日（火）～3月17日（月） （土・日を除く） 2月24日・3月2日（日）は開設 午前9時～午後5時 混雑の状況により、早めに入場をお断りする場合があります。
受付時間	午前の部 9時～正午 午後の部 1時～4時 混雑の状況により、早めに入場をお断りする場合があります。		小牧市公民館 小牧市小牧2丁目107 （小牧市市民会館併設）
会場	扶桑町中央公民館 2階 講堂		
持ち物等	今月号の折込チラシをご覧ください。		
お願い	申告期間中は、大変混雑が予想されますので、申告書はご自分で記入し、提出していただきますようお願いとご協力をお願いします。また、申告に関する相談は、期間中税務課窓口では行いませんので、中央公民館申告会場もしくは、小牧市公民館申告会場でご相談ください。		
<b>自宅のパソコンで確定申告書が作成できます。（1月中旬予定で19年分用がセットアップされます）</b> 国税庁ホームページ <a href="http://www.nta.go.jp">http://www.nta.go.jp</a> 又は扶桑町のホームページの「確定申告書等作成コーナー」から必要事項を入力して、プリンターで印刷した申告書に添付書類を貼り、そのまま提出できます。 提出方法は、小牧税務署へ郵送、または上記の会場へ受付の日程及び時間内にご提出ください。			

## e-Tax（国税電子申告・納税システム）で自宅のパソコンから、らくらく申告・納税

- インターネットを利用して所得税・消費税の確定申告ができます。
  - ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。
  - 各種申請・届出等ができます。
  - 「e-Tax」をご利用いただくには、事前に開始届出書を提出し、利用者識別番号と暗証番号の発行をうけることが必要です。なお平成20年1月からオンラインによる即時発行が可能となっております。
- 詳しくは、e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

## 19年分確定申告の変更点

1. 税率の改正（所得税10%→5%・住民税5%→10%など）
2. 『定率減税』の廃止10%→0%
3. 地震保険料控除の創設（短期損害保険は控除対象外に）
4. 住宅ローン控除の特例措置（平成19年、20年入居者に限り、控除期間10年と15年の選択制に）

## 住民税における住宅ローン控除の創設

- 税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。  
平成11年から平成18年までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税から控除できます。
- 住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。  
平成20年度分については平成20年3月17日までに平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方の区分	申告書の提出方法
年末調整のみで確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して提出
確定申告をされる方	確定申告書とともに提出することもできます

### ※申告期間と申告場所

- 平成20年1月4日（金）～2月8日（金） 扶桑町役場税務課 午前8時30分～午後5時  
 平成20年2月12日（火）～2月29日（金） 扶桑町中央公民館2階申告会場 午前9時～正午、午後1時～4時  
 平成20年3月3日（月）～3月17日（月） 扶桑町役場2階第2会議室 午前9時～正午、午後1時～4時  
 （いずれも土日、祝日は除きます）  
 申告書は、1月4日から税務課でお渡しします。なお、ホームページよりダウンロード可能です。

## 税務署への問合せ

小牧税務署へのお問合せは代表番号 **0568 (72) 2111** をダイヤルした後、自動音声案内に従って番号を選択してください。